

事業

北茨城市との災害協定締結に際して

県北支部
支部長 四釜 絹枝

平成24年7月9日、北茨城市役所庁議室において、北茨城市と茨城県行政書士会の「災害時における支援協力に関する協定」に係る調印式が行われました。

この「災害協定」は、北茨城市において地震、風水害その他の災害が発生した場合、市の協力要請に応じて本会が被災者支援相談窓口を開設し、会員を派遣するなどの支援を行うというものです。

同日の午前11時に開始した調印式では、北茨城市の豊田稔市長と本会の國井豊会長が協定書に署名し、厳粛な雰囲気の中に式が終了いたしました。

なお、この調印式には本会側から会長のほかに古川正美副会長と四釜絹枝県北支部長、及び副支部長である黒澤清と遠藤実が出席しております。

北茨城市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災地震の被害に加え、津波による被害も生じ、さらには福島第一原子力発電所の事故による風評被害を受けるなど、市全体が甚大なる被害を

受け、未だ復興・復旧の途上にあります。

茨城県行政書士会県北支部では、社会貢献の一環として平成22年4月から北茨城市役所において毎月1回、定例の「行政書士無料相談会」を実施しているところですが、

「非常時に際しても行政書士として協力できる体制づくりが出来ないものか」と考え、本年4月、北茨城市に当該協定締結の申し入れを行い、ご快諾を頂いた次第です。

7月9日の調印式に至るまでには様々な課題や検討事項もありましたが、北茨城市の担当の方々にも多大なるご理解とご協力を頂き、双方にて協議を重ねながら無事に調印の日を迎えることができました。

「身近に行政書士がいる『安心』」という本会のキャッチフレーズのとおり、私たち行政書士は「身近な街の法律家」として今後とも皆様から信頼される存在でありたいと切に願っております。



(写真：北茨城市広報広聴係より提供)

北茨城市との災害時における支援協力に関する協定の締結について

平成24年 7月 9日
茨城県行政書士会
会 長 國 井 豊

茨城県行政書士会では、災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定を、下記により茨城県北茨城市と締結いたしました。

本会では、従来から社会貢献の一環として県内各地で専門性を生かした「行政書士による無料相談会」を実施するとともに、東日本大震災におきましては、被災者のための様々な支援活動を展開いたしました。

今回の協力協定は、本会の県北支部（支部長 四釜絹枝）が窓口となって、大震災で発生した津波によって甚大な被害を受けた北茨城市と災害時の支援協定を締結するもので、今後は県内の他市町村へと範囲を拡大し、災害時における行政書士の支援を組織的に推進してまいります。

なお、茨城県行政書士会が市町村と災害時の支援協定を締結するのは今回が初めてであり、かつ県内の隣接法律専門職（公認会計士、税理士、司法書士等）団体が市町村と災害協定を締結するのも、茨城県で初めてのことです。

記

- 1 支援協力に関する協定相手方： 茨城県北茨城市
- 2 支援協力に関する協定締結日： 平成24年7月9日
- 3 協定締結の状況

北茨城市役所庁議室において、豊田稔北茨城市長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に署名し、調印を行った。

なお、調印式には本会側から古川正美副会長と県北支部長である四釜絹枝、副支部長の黒澤清及び遠藤実が出席した。

- 4 災害協定の趣旨

- ・ 本会は、北茨城市の要請により無償で次の業務を行う。
 - (1) 被災者支援相談窓口の開設
 - (2) 北茨城市への本会会員の派遣
 - (3) その他被災者支援のため北茨城市の要請による実施
 - (4) 支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県北支部を経由して行うものとする。

災害時における支援協力に関する協定書

北茨城市（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北茨城市において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲が、災害時に北茨城市災害対策本部を設置し、かつ、北茨城市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災者支援相談窓口の開設
- （2）甲への乙の会員の派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後すみやかに文書をもって処理するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 前2項の手続及び連絡調整については、原則として、乙の県北支部を經由して行うものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（損害の補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成24年 7月 9日

甲 北茨城市磯原町磯原1630番地

北茨城市長

豊 田 倫

乙 水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

会 長

岡 田 豊

平成24年度の定時総会は去る5月28日午後1時より、茨城県開発公社ビル3階大会議室にて開催されました。

会員の皆様のお手元に届いております議案書に基づき、平成23年度の事業報告及び決算報告、そして平成24年度の事業計画及び収支予算について審議され、原案通り承認・議決されました。

第2回理事会開催

日 時：平成24年6月29日（金）14時から

場 所：茨城県開発公社ビル3F会議室

出席者：会長、副会長、相談役、理事、各支部長、監事、事務局長（出席者34名）

(1) 審議事項

第1号議案 業務執行部の組織及び専門委員の変更について

総務部の組織変更及び新たに選任された専門委員について、一部が修正され承認された。

第2号議案から5号議案までは実施の方向は理事会で承認し、交通運輸部において実施要項等の細部について再度検討することとし、後日文書にて各理事あてに周知することを条件に承認された。

第6号議案 会費の減免について

病気療養中である会員の会費の減免が求められたため、原案通り、承認された。

今後の課題として、本人が意思表示できないとき、及び長期に亘った時について、早急に対応を考えることが求められた。

(2) 報告事項

ア 平成24年度行政書士試験場責任者に雨貝洋子総務担当副会長を選任したことが報告された。

イ ◎ 会費自動引落の利用金融機関拡大について報告内容を次のとおり全面修正することとした。

＊ゆうちょ銀行からの「自動引落」に係る手数料については、従来どおり本会負担とする。

＊「口座振り込みに係る手数料については、本会負担からすべて会員負担と改めるが金融機関についてはゆうちょ銀行口座に加え、常陽銀行ほか地方銀行口座へも振り込むことができるよう検討する。

＊十分な周知期間を設けることとし、平成25年度からの実施を目指す。

◎ ネットバンキングについては、報告通り推進することとした。

会費納入方法変更のお知らせ

会費の納入方法について次のとおり改正しますので、お知らせします。
なお、実施時期につきましては平成25年度を目指しています。

ゆうちょ銀行からの『自動引落』につきましては、従来通り手数料は本会の負担とし、『口座振込』をされた際の振込手数料は、各自の負担となります。

職務上請求書の購入申込について

総務部

職務上請求書の購入申込について、下記の通りご案内いたします。

1. 購入方法

(1) 事務局へ直接ご来局される場合、以下のものをお持ち下さい。

※会員のみ購入可能。補助者不可。

- ・ 使用済み職務上請求書の控え綴り（記載内容確認済の控え綴りを除く）
- ・ 職印
- ・ 行政書士証票

(2) 郵送にて購入申込みされる場合、以下のものを同封し、必ず簡易書留郵便で事務局までご送付願います。

- ・ 使用済み職務上請求書の控え綴り（記載内容確認済の控え綴りを除く）
- ・ 購入申込書（職印を押した原本）
- ・ 誓約書（職印を押した原本）

2. 購入代金・送料

購入代金 800円／一冊

送料 1冊購入・・・800円 2冊購入・・・910円

3. 送付について

郵送で購入申込みされる場合は、簡易書留郵便をご利用下さい。

（職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第26条に定められています）

職務上請求書は本人限定受取郵便でのみ郵送します。

（職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第27条に定められています）

送料は実費頂きます。振込票（代金＋送料）を 同封し、返送させていただきます。

4. 購入申込書について

茨城県行政書士会ホームページ→会員専用ページ→各種様式→「職務上請求書購入申込書・誓約書」を
プリントアウトしてご利用下さい。

ホームページで入手できない場合は、事務局までお電話下さい。折り返し FAX でお送りします。（事務局TEL 029-305-3731）

5. 備考

購入部数の上限は2冊です。法人会員は2冊＋社員行政書士の人数×2冊。
（記載内容確認済の控え綴りを除く）

会費滞納がある場合は、原則として販売できませんのでご注意下さい。

平成 年 月 日

茨城県 行政書士会
会 長 殿

登録（法人）番号：

支 部：

氏 名（法人名称）：

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

購入 申 込 書

1. 購入部数（いずれかに○を付すこと。）

1 冊	2 冊	3 冊以上	() 冊
			備考：所属する社員行政書士の数 () 名

※「3 冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類（主たる取扱い業務を明記すること。）

3. 添付書類（添付するものに○をつけること。）

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

<添付しない場合の理由>

- ・ 初回の購入申込み
- ・ 紛失 その他（顛末書により詳細な理由を記載すること）

※以下は記入しないでください。

払出し番号 ～ ～					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓約書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

- 1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約
 - （１）職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
 - （２）職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
 - （３）職務上請求書には、不実の記載をしません。
 - （４）控えは２年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
 - （５）廃業の届出その他行政書士法第 7 条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第 13 条の 19 の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。
- 2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約
 - （１）職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
 - （２）職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
 - （３）私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。
- 3. 上記 1 又は 2 に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。
- 4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。
 - （１）所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
 - （２）日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日付	平成 年 月 日	所属単位会	茨 城 会
登録（法人）番号		会員番号	
氏名（法人名称）	職印		

<以下、単位会記入欄>

払出し管理番号	～
	～

広報・監察部会議の開催

日時：平成24年6月27日（水） 午後1時30分～午後3時40分

場所：茨城県行政書士会 事務局

出席者：小野村、石井、間中、黒田（出席者数）4名

議題：行政茨城、広報月間その他

【行政茨城について】

- ・業者選定について
過去1年の印刷費が、見込額の1.5倍になった。
ページ数が多くなったことが主な原因であるが、
再度見積もり合わせを行い、適正な費用に抑える。
- ・体裁の改変について
ムダな空白等多く、メリハリがない。
紙面デザインを変更する。具体的なことは印刷
業者と打ち合わせる。
文字ポイントを落とし、ページによっては二段
組みを採用し、ページ数を削減する。
- ・新企画について
もっと会員からの寄稿または会員の動向を紹介
するページを増やす。
各支部通信員との連携により、各地域で活躍す
る事務所の紹介や、最近入会した会員の紹介な
どを設ける。
- ・行政茨城の速報化について
通知・通達文書の扱いについて検討した。速報
性についてはホームページへの掲載に勝るもの

はないが、ホームページとの連携も含め紙媒体
で効率よく速報する体制を検討する。

【広報月間等に向けた広報ツール】

- ・街頭で不特定多数に配布するポケットティッ
シュ類がよいか、特定の人（相談会に来た人な
ど）に配るためのグッズ類がよいか？
不特定多数向けは各支部にそれなりの負担を強
いることや、効果に疑問が残ることもあり、ま
ずは特定の人向けにいくつか作成する。
- ・広報月間だけでなく、常設の相談会でも使用で
きるよう検討する。名前入りのクリアファイル
や付せんセットなど。
- ・7月中に検討し、8月中に作成する。

【その他】

- ・ホームページの会員検索に対する会員からの意
見があった。現在検討中。
- ・会員向けホームページ内の掲示板がほとんど使
われていない。活性化させるよう検討する。

国土農地部

国土農地部長 古市 人見

国土農地部会第2回会議

開催日時：平成24年6月25日（月） 午後3時から午後5時

開催場所：本会事務局

出席者：嶋田副会長、古市部長、古賀副部長、久保朋央部員

議 題

1. 研修会開催について

討議の結果平成24年度第1回国土農地部研修会は以下の要領で開催することに決定した。

日時：平成24年8月29日（水）

午後1時30分から午後4時

場所：茨城県立健康プラザ

水戸市笠原町993-2

電話：029-243-4171

内容：都市計画法第29条、第34条にかかる許可申請について他

いて討議した。

農地法関係の申請業務について、行政書士が業務に精通し対外的にも独占業務であるということを知らしめるために作成する。本文中に行政書士代理欄を設けると共に茨城県の監修を受け行政書士業務を確保維持していく。

3. 討議後、茨城県庁関係部署を訪問し、農地法関係申請の手引きの編纂にするにつき、茨城県の監修を得たい旨を伝えた。検討の結果、一定の条件のもとで了承を得ることができた。

2. 仮称「農地法関係申請の手引き」の編纂につ

4. 月1回の予定で編纂作業の予定を立てた。

建設部

建設部長 竹内 崇

第2回建設部会議の開催

日 時：平成24年6月27日（水） 午後2時00分～午後5時00分

場 所：茨城県行政書士会 事務局

出席者：嶋田副会長、竹内部長、若杉副部長、海老原副部長、三橋専門委員、本城専門委員
（出席者数） 6名

議 題

1. 平成24年度 活動方針について

本会総会で建設部の事業計画、予算が承認されたことを受け、本年度の活動方針について再確認し、意思統一を図った。

2. 職務分掌について

事業計画を円滑に遂行する為、平成24年度の建設部職務分掌を決定。

研修会（基礎編）担当、研修会（応用編）担当、県庁・他の単位会との意見交換会担当に分かれて職務を遂行する。

3. 研修会日程について

①研修会（基礎編）

研修内容	開催時期
経営事項審査申請	平成24年8月上旬
設業許可申請 （新規）	平成24年11月頃
宅建業免許申請 （更新）	平成25年2月頃

②研修会（応用編）

全3回開催予定。研修内容については、担当者を中心に決定。年内に2回、年明けに1回開催予定。

4. 県西支部からの照会書について

県西支部／安田支部長から提出された照会書について対応を協議。

茨城県庁／監理課から文書で回答を出していただく方向で折衝を行った。

5. 関係官公署窓口への挨拶回り

会議終了後、茨城県庁／監理課へ挨拶回りを行った。

平成24年度第1回運輸交通部会の開催

日 時：平成24年5月28日（月） 12：00～12：30
場 所：茨城県行政書士会 事務局
出席者：飯塚富雄副会長、大庭孝志部長、関内聡副部長

.....

事業の内容

1. 本年度の事業計画について

1) 研修計画

①業務基礎研修

許認可関係の基礎研修を関係省庁担当者を招いて、2回開催する。

②実務者養成研修

第2期貨物自動車運送事業実務者養成研修を全17回のカリキュラムで実施する。

貨物自動車運送事業について、基礎から許可後の対応までトータルで学ぶための実務者養成講座で、レベルの高い実務者を養成することを目的とする。

説明会は2回実施する。

但し、今回は一括受講のみとせず、個別受講も認める。

2) 車庫証明・自動車登録取扱者会議の実施

車庫証明取扱者名簿、自動車登録取扱者名簿、出張封印取扱者名簿について名簿登載規定を作り、名簿の登載について整理する。

3) 対外関係者への対応

○官公庁

運輸支局、県警交通規制課、県道路維持課を訪問する。

○関係団体

トラック協会、陸運振興センター、自販連を訪問する。

4) O S S への対応

日行連から情報を収集し、O S S の対応者を増やす。

5) その他会員の資質向上及び職域の拡大に資する事業

会員の中で任意に行っている勉強会を支援する。

※ 専門員として、田上氏（研修・車庫証明）、菅原氏（O S S）、大森氏（O S S）に委嘱することになった。

車庫証明業務取扱者名簿運営要項

(趣旨)

第1条 茨城県行政書士会（以下「本会」という。）において作成する車庫証明業務取扱者名簿（以下「名簿」という。）の作成及び名簿登載はこの運営要項によるものとする。

(原簿及び配布名簿)

第2条 名簿は原簿と配布名簿の2種類とする。

2 原簿は本会事務局に置き、名簿登載を希望し必要な手続きを経たものを随時登載する。

3 配布名簿は、毎年1月15日（以下「名簿登載基準日」という）に原簿に登載された内容に基づき作成し、名簿登載者に配布するとともに、その他必要と認める対外関係機関等に随時配布する。

(名簿登載要件)

第3条 名簿登載の要件は名簿に登載を希望する本会会員であって次の要件を満たすものとする。

一 名簿登載基準日において、確定した未納の会費がないこと。

二 名簿に登載されていたことによる本会からの紹介又は名簿に登載されていたことによる車庫証明業務の依頼に対して、忠実に業務を行うことを趣旨とした誓約を本会に対して行うこと。

三 別途定める名簿登載料を指定した期日までに支払うこと。

2 名簿登載は市町村毎に管轄警察署毎に実際に自らの事務所にて直接車庫証明業務を取り扱う市町村単位にて行うものとする。

3 名簿登載者は担当部において必要と認めて告知する研修会に参加するように努めなければならない。

(名簿登載料)

第4条 名簿登載料は年間2,000円とする。但し、自動車登録業務取扱者名簿及び出張封印業務取扱者名簿と併せて名簿登載を行う場合は2件目以降の名簿登載料は1,000円とする。

2 名簿登載料は当初は名簿登載申込時に支払うものとし、名簿登載の継続を希望する場合は2回目以降の配布名簿作成の年の名簿登載基準日までに支払うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、この運営要項実施日において既存の車庫証明取扱者名簿に登載をし若しくは登載の申し込みを行いその登載料の支払を行っている者は、最初の登載された年度から5年間は車庫証明要領の名簿登載料は既に支払済みとみなす。

(名簿登載者の削除)

第4条 名簿登載者が下記事項に該当した場合は、名簿登載を抹消する。

一 本会会員でなくなった場合

二 本会会費の未納が長期に渡り、理事会で抹消することが妥当と判断した場合

三 第3条第1項第3号の誓約にもかかわらず、名簿に登載されていたことによる本会からの紹介又は名簿に登載されていたことによる車庫証明業務の依頼があったものに対して正当な理由なく2回以上依頼を断ったことの連絡を車庫証明業務依頼者等からあった場合で理事会において抹消することが妥当と判断した場合。

2 名簿登載を抹消する場合は、事前に該当する者の意見を聞かなければならない。

3 名簿登載抹消の場合は、如何なる場合でも、名簿登載料等の返金は行わない。

(その他)

第5条 この運営要項に定めのない事項に関しては、会長の決済に基づき処理するものとする。

この運営要項は平成24年7月11日より実施する。

自動車登録業務取扱者名簿運営要項

(趣旨)

第1条 茨城県行政書士会(以下「本会」という。)において作成する自動車登録業務取扱者名簿(以下「名簿」という。)の作成及び名簿登載はこの運営要項によるものとする。

(原簿及び配布名簿)

第2条 名簿は原簿と配布名簿の2種類とする。

2 原簿は本会事務局に置き、名簿登載を希望し、必要な手続きを経た者を随時登載する。

3 配布名簿は、毎年1月15日(以下「名簿登載基準日」という)に登載された内容に基づき作成し、名簿登載者に配布するとともに、その他必要と認める対外関係機関等に随時配布する。

(名簿登載要件)

第3条 名簿登載は希望する本会会員であって次の要件を満たすものとする。

一 名簿登載基準日において、確定した未納の会費がないこと。

二 名簿に登載されていたことによる本会からの紹介又は名簿に登載されていたことによる自動車登録業務の依頼に対して、忠実に業務を行うことを趣旨とした誓約を本会に対して行うこと。

三 別途定める名簿登載料を指定した期日までに支払うこと。

2 名簿登載は市町村毎に管轄運輸支局及び自動車登録事務所毎に実際に自らの事務所に直接自動車登録業務を取り扱う市町村単位にて行うものとする。

3 名簿登載者は担当部において必要と認めて告知する研修会に参加するように努めなければならない。

(名簿登載料)

第4条 名簿登載料は年間2,000円とする。但し、車庫証明業務取扱者名簿及び出張封印業務取扱者名簿と併せて名簿登載を行う場合は2件目以降の名簿登載料は1,000円とする。

2 名簿登載料は当初は名簿登載申込時に支払うものとし、名簿登載の継続を希望する場合は2回目以降の配布名簿作成の年の名簿登載基準日までに支払うものとする。

(名簿登載者の削除)

第5条 名簿登載者が下記事項に該当した場合は、名簿登載を抹消する。

一 本会会員でなくなった場合

二 本会会費の未納が長期に渡り、理事会で抹消することが妥当と判断した場合

三 第3条第1項第2号の誓約にもかかわらず、名簿に登載されていたことによる本会からの紹介又は名簿に登載されていたことによる自動車登録業務の依頼があったものに対して正当な理由なく2回以上依頼を断ったことの連絡を自動車登録業務依頼者等からあった場合で理事会において抹消することが妥当と判断した場合。

2 名簿登載を抹消する場合は、事前に該当する者の意見を聞かなければならない。

3 名簿登載抹消の場合は、如何なる場合でも、名簿登載料等の返金を行わない。

(その他)

第6条 この運営要項に定めのない事項に関しては、会長の決済に基づき処理するものとする。

この運営要項は平成24年7月11日より実施する。

出張封印業務取扱者名簿運営要項

(趣旨)

第1条 茨城県行政書士会（以下「本会」という。）において作成する出張封印業務取扱者名簿（以下「名簿」という。）の作成及び名簿登載はこの運営要項によるものとする。

(原簿及び配布名簿)

第2条 名簿は原簿と配布名簿の2種類とする。

2 原簿は本会事務局に置き、名簿登載を希望し必要な手続きを経たものを随時登載する。

3 配布名簿は、毎年1月15日（以下「名簿登載基準日」という）に原簿に登載された内容に基づき、作成し、名簿登載者に配布するとともに、その他必要と認める対外関係機関等に随時配布する。

(名簿登載要件)

第3条 名簿登載の要件は名簿に登載を希望する本会会員であって次の要件を満たすものとする。

一 名簿登載基準日において、確定した未納の会費がないこと。

二 名簿に登載されていたことによる本会からの紹介又は名簿に登載されていたことによる出張封印業務の依頼に対して、忠実に業務を行うことを趣旨とした誓約を本会に対して行うこと。

三 別途定める名簿登載料を指定した期日までに支払うこと。

四 一般財団法人関東陸運振興センター茨城支部又は同土浦支部と出張封印取付作業代行実施契約を行っていること。

2 名簿登載は市町村毎に管轄運輸支局及び自動車登録事務所毎に実際に自らの事務所にて直接出張封印業務を取り扱う市町村単位にて行うものとする。

3 名簿登載者は担当部において必要と認めて告知する研修会に参加するように努めなければならない。

(名簿登載料)

第4条 名簿登載料は年間2,000円とする。但し、車庫証明業務取扱者名簿及び自動車登録業務取扱者名簿と併せて名簿登載を行う場合は2件目以降の名簿登載料は1,000円とする。

2 名簿登載料は当初は名簿登載申込時に支払うものとし、名簿登載の継続を希望する場合は2回目以降の配布名簿作成の年の名簿登載基準日までに支払うものとする。

(名簿登載者の削除)

第5条 名簿登載者が下記事項に該当した場合は、名簿登載を抹消する。

一 本会会員でなくなった場合

二 本会会費の未納が長期に渡り、理事会で抹消することが妥当と判断した場合。

三 第3条第1項第2号の誓約にもかかわらず、名簿に登載されていたことによる本会からの紹介又は名簿に登載されていたことによる出張封印業務の依頼があったものに対して正当な理由なく2回以上依頼を断ったことの連絡を出張封印業務依頼者等からあった場合で理事会において抹消することが妥当と判断した場合。

2 名簿登載を抹消する場合は、事前に該当する者の意見を聞かなければならない。

3 名簿登載抹消の場合は、如何なる場合でも、名簿登載料等の返金を行わない。

(その他)

第6条 この運営要項に定めのない事項に関しては、会長の決済に基づき処理するものとする。

この運営要項は平成24年7月11日より実施する。

出張封印推薦運営要項

(趣旨)

第1条 茨城県行政書士会（以下「本会」という。）において出張封印取扱者として一般財団法人関東陸運振興センターに行う推薦（以下「本推薦」という。）はこの運営要項によるものとする。

(推薦要件)

第2条 本推薦の要件は推薦を希望する本会会員であって次の要件を満たすものとする。

- 一 推薦申込日において、確定した未納の会費がないこと。
- 二 出張封印取付作業代行業務に関わる賠償責任保険に加入していること。
- 三 忠実に依頼された出張封印業務を行う旨の誓約を行っていること。
- 四 担当部で行う所定の研修会を受講していること。

(必要な手続)

第3条 本推薦を希望するものは、所定の推薦申込書に下記の書類を添付して本会に申込みものとする。

- 一 誓約書
- 二 出張封印取付作業代行業務に関わる賠償責任保険に加入していることを証するもの。

(その他)

第4条 この運営要項に定めのない事項に関しては、会長の決済に基づき処理するものとする。

この運営要項は平成24年7月11日より実施する。

産業廃棄物収集運搬業、処分業許可の更新申請をおこなうにあたり、役員や運搬車両に変更がある場合の対応について

表題につき、廃棄物対策課より、口頭で下記のとおり依頼がありましたのでお知らせします。

○茨城県産業廃棄物協会でおこなっている更新申請の審査受付時に変更届出書をチェックしている時間的余裕がないので、変更届出書は、あらかじめ県庁廃棄物対策課に郵送ないし持参のうえ提出してほしい。更新申請時点では変更項目のない内容で申請してほしい。

（依頼された背景）

- ・申請を受け付けしている日が毎週火曜日と木曜日の週2日しかなく、1申請あたりの時間が30分と限られている。
- ・たとえば、運搬車両の変更が十台以上になるなど変更内容が多いと、更新申請書の内容を審査する時間的余裕がなくなってしまう、次の申請者の予約時間に食い込んでしまうことがある。

（問題点）

- ・役員変更の場合、履歴事項全部証明書や住民票の写し、登記されていないことの証明書を二重

に用意する必要がある。

- ・他都県では、変更届出書は更新申請時にも受け付けており、むしろ、申請書の中に変更事項の有無を問う書面を用意しているところもあり、他都県との取扱いに大きな差異が生じる。

（法令上）

- ・施行規則第10条の10で、変更の日から10日以内に届出を提出するよう定められている。

（対応）

- ・上記のように問題点はありますが、茨城県の場合、申請日や担当者が限られている事情もあり、今後、取扱いについて県との折衝はおこなう予定ですが、当面は皆様のご理解とご協力をお願いします。
- ・また、法令上は「10日以内に届出」ですので、すみやかに提出しない場合、万一、申請者に廃掃法上の違反行為があった場合、届出懈怠が不利益処分の対象となってしまうこともありますので、皆様にはご承知いただくとともに、あわせて申請者のご指導もお願いいたします。

保健風営部

第1回 保健風営部会開催

日時：平成24年5月28日（月）午後3時00分～4時00分（定時総会終了後）

場所：行政書士会事務局

出席者：飯塚富雄 田向敏雄 後藤太一

議 題

1 平成24年度事業計画について

- ① 先進地視察について
- ② 研修会の開催について

2 平成24年度予算について

会議内容

先進地視察研修については、東京都行政書士会風俗営業部の年間事業、予算及び風俗営業許可申請手引きの作成等について早めに視察研修し、事業の推進の参考とする。

研修会については昨年と同じように県警本部に講師を依頼して風俗営業許可申請事務手続きの研修会と保健関係の研修を県の担当職員に講師を依頼して実施する。

研修会の細部についてはこれから関係者と詰めて決めていくことを確認した。

東京都行政書士会視察報告

平成24年7月11日（水）保健風営部の事業推進、風俗営業許可申請の手引書作成のため、東京都行政書士会を飯塚副会長、田向部長、後藤副部長の3名視察して参りました。

東京都行政書士会の星野副会長、福田副会長、林風俗営業部長、はじめ8名の会員の皆様に忙しいなか、部の事業についての説明、その後の懇親会と親切丁寧に対応していただきました。

視察は、はじめに東京都行政書士会の風俗営業部の概要の説明をいただき、次に各自の申請経験に基づいた貴重な体験、注意事項などを伺い、質問にも丁寧に答えて頂きました。

また風俗営業許可届出ハンドブックについては、

平成24年度保健風営部予算については会議費、研修会費、視察研修の旅費などの事業予算を計上している、目的にそって予算執行していくことを打ち合わせる。

その他

会議の日は訪問できなかったため、6月29日（金）理事会終了後、後藤副部長と茨城県警察本部生活安全課へ挨拶に行き、研修会等の事業への協力依頼をしてきました。

初版作成以来、制度の改正に合わせ改定を重ね、現在7版目の改定作業を進めているところでした。百聞は一見に如かず、これからの部の事業推進、手引書作成、申請実務の推進のため、充実した研修となりました。



国際部

国際部長 橋本 哲

「新しい在留管理制度に関する実務研修会」報告

平成24年6月12日（火）午後1時より、東京都千代田区のシェーンバッハ・サボーにおいて、日本行政書士会連合会主催の「新しい在留管理制度に関する実務研修会」が開催されました。

【次第】

13:00 受付開始

13:10 第1時限

「新しい在留管理制度について」

法務省入国管理局入国在留課

審査指導官 後関厚志

14:55 第2時限

「新しい在留管理制度のもとでの取扱い等について」

東京入国管理局審査管理部門

統括審査官 西山 良

16:25 第3時限

「外国人住民の住民基本台帳制度について」

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室

課長補佐 永田 雄樹

17:00 終了

1 写真の提出について

これまで申請人の顔写真貼付が不要であった「在留資格変更許可申請」「在留期間更新許可申請」「在留資格取得許可申請」「永住許可申請」などについても、申請人の顔写真添付が必要となりました。

2 資格外活動許可について

これまでは個別の申請により付与していた「資格外活動許可」は、申請人が本邦に入国する際に申請人の申告により付与されるようになりました。

3 再入国許可申請について

本邦を出国し1年以内に再入国する際は「みなし再入国」となり、「再入国許可」を得る必要がなくなりました。但し、

- ① 「みなし再入国」の適用を受ける場合には、申請人自身が在留カードの交付を受けていないと認められませんのでご注意ください。
- ② 永住許可保有者で国内法により有罪判決を受けている申請人は「みなし再入国許可」が適用されません。これまで同様「再入国許可」を受けてから出国してください。
- ③ 法5条に該当する旨の記載が旅券に記されている申請人は「みなし再入国」が適用されます。

本邦から1年以上の出国が見込まれる申請人については、これまでのように「再入国許可」を得る必要があります。

4 就労資格証明書交付申請について

証紙代が680円から900円に値上がりしました。

5 証印転記について

これまでは、申請人が有効な在留資格を保有していることを明示する方法として、申請人の所有する旅券に「証印」のシールが貼付されておりました。申請人が旅券を更新した際には、古い旅券の証印を新しい旅券へ貼り直す「証印転記」という行政サービスを行なってまいりましたが、改正入管法施行に伴い証印シールの貼付自体が廃止されたため、当然「証印転記」の行政サービスも行なわなくなりました。

※ 証印は在留期間3ヶ月(90日)以内の短期滞

在者及び在留資格「特定活動」の保有者のみが貼付される取扱いとされています。(在留カードの交付を受けないため)

6 在留カードに関する届出（法務省入国管理局ホームページから引用）

平成24年7月9日以降の在留カード等に関する手続案内について

- ・在留カード交付申請（在留カードとみなされる外国人登録証明書からの切替え）
- ・在留カード交付申請（施行時に外国人登録証明書を所持していない者からの申請）
- ・住居地以外の在留カード記載事項の変更届出
- ・在留カードの有効期間の更新申請
- ・紛失等による在留カードの再交付申請
- ・汚損等による在留カードの再交付申請
- ・交換希望による在留カードの再交付申請
- ・活動機関に関する届出（教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学、研修）
- ・契約機関に関する届出（研究、技術、人文知識・国際業務、興行、技能）
- ・配偶者に関する届出
- ・中長期在留者の受入れに関する届出
- ・留学の在留資格を有する中長期在留者の受入れ状況に関する届出
- ・在留カード漢字氏名表記申出
- ・在留カードの返納について
- ・新規上陸後の住居地の届出
- ・在留資格変更等に伴う住居地の届出
- ・住居地の変更届出（中長期在留者）
- ・居住地が住居地に該当しないものからの住居地の届出（中長期在留者）
- ・外国人登録を行っていないものからの住居地の届出（中長期在留者）
- ・特別永住者証明書交付申請（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書からの切替え）
- ・特別永住者証明書交付申請（施行時に外国人登録証明書を所持していない者からの申請）
- ・特別永住者証明書の住居地以外の記載事項の変更届出
- ・特別永住者証明書の有効期間の更新申請
- ・紛失等による特別永住者証明書の再交付申請
- ・汚損等による特別永住者証明書の再交付申請
- ・交換希望による特別永住者証明書の再交付申請
- ・住居地を定めた場合の住居地届出（特別永住者）

- ・住居地の変更届出（特別永住者）
- ・居住地が住居地に該当しないものからの住居地の届出（特別永住者）

- ・外国人登録を行っていないものからの住居地の届出（特別永住者）

市民法務部

市民法務部長 安 圭一

平成24年度 第1回市民法務部会議の開催

日 時：平成24年6月26日（火） 15：00～17：00

場 所：茨城県行政書士会 事務局

出席者：副会長 古川正美、部長 安圭一、副部長 菅原啓充、黒田真一、山崎新一郎

事業計画について

①ADRについて

- ・機関認証を取得した埼玉会の状況を、安より説明した。

埼玉会取扱紛争分野 ①離婚（未成年の子がない場合に限る） ②相続（限定なし） ③交通事故（自転車に限らず、自賠責の対象外車両も含む）、④敷金返還（東京会と同じ）

①～③は弁護士との共同調停、④行政書士2名の共同調停。

調停方法として、評価型を基本にしつつ、自主交渉援助型を取り入れる。

行政書士会館の1室をADR専用の調停室として用意した。

手続実施者の能力担保については、最後まで厳しく審査された。

- ・8月1日に埼玉で認証取得記念パーティーを開催予定。
- ・平成24年7月20日（金）に、市民法務部から埼

玉会へ視察訪問の予定。

②相談センターの運営について

- ・ADR機関認証の可能性を踏まえ、相談センターの運営方法について再度検討した。
- ・相談員の応募者に対する説明会を、平成24年7月13日（金）に事務局にて開催予定。

③研修会について

1. 相続及び離婚 2. 交通事故 3. 会社法関係 4. 内容証明及び契約書の作成 をテーマにした研修会を開催する予定。

④成年後見について

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの入会者を対象に、支部設立のための準備会を、平成24年7月18日（水）に開発公社ビルにて開催予定。

暴力団等排除総合対策委員会

暴力団等排除総合対策委員長 飯塚 富雄

第2回 暴力団等排除総合対策委員会開催

日 時：平成24年6月22日（金）AM 9：30～

場 所：茨城県行政書士会 事務局

出席者：飯塚富雄 木村司 田向敏雄

議 題

- (1) 暴対委員会組織、事業の検討について
- (2) 暴力追放県民大会について
- (3) その他

会議内容

暴対委員会組織、事業の検討については、昨年度視察研修してきた、北海道行政書士会の暴対組織、事業を参考に各委員が作成した、暴対組織、事業の改正案を比較検討した。

細部については各委員より提出された改正案を

もちかえり、時間をかけて慎重に内容を精査し、本年度中に茨城県行政書士会暴力団対策委員会を見直し、組織、事業の充実強化をはかっていくこととする。

暴力追放県民大会については、幹事会、理事会と重なってしまい、役員が出席できないので、会員に依頼し16名の参加者名簿を提出した旨の説明がなされた。

その後、茨城県警察本部組織犯罪対策課と旧県庁舎内の茨城県暴力追放推進センターを訪問、これからの事業推進の協力依頼をしてきました。

平成24年度 暴力追放茨城県民大会参加報告

開催日時：平成24年6月29日（金）午後1時30分から午後5時00分

開催場所：つくば国際会議場 大ホール

出席者：会員16名

6月29日1時30分より「つくば国際ホール」で茨城県、（公財）茨城県暴力追放推進センター、茨城県警察本部、関東弁護士会連合会、茨城県弁護士会の主催、全国暴力追放運動推進センター、つくば市の後援で、平成24年度暴力追放茨城県民大会が開催され全国大会ということで何時もの倍近い1,200名の参加者のもと盛会かつ意義ある大会となりました。当日は理事会と重なったため役員は出席できませんでしたが、協力いただきました

会員16名に参加していただきました。

大会は主催者あいさつ、来賓あいさつ、暴追功労者の表彰の後アトラクションとして茨城県警察音楽隊による不当要求行為の手口とその対応についての寸劇によりわかりやすく解説していただきました。最後に大会宣言を採択して大会を閉じました。

忙しい中、参加いただきました会員の皆様ありがとうございました。

